

令和4年10月～ 利用料金のめやす（1割負担の方）【けやき荘ショートステイサービス】

介護度	利用者負担段階	介護保険1割負担	加算（1日）						1割負担加算合計	食費（1日）	居住費（1日）	合計（1日）
			サービス提供体制強化加算Ⅰ	看護体制加算ⅢイⅣイ	認知症専門ケア加算Ⅱ	介護職員処遇改善加算Ⅰ	介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	介護職員等ベースアップ等支援加算				
要支援1	第1段階	523円	22円	—	4円	46円	15円	9円	619円	300円	820円	1,739円
	第2段階									600円	820円	2,039円
	第3段階①									1,000円	1,310円	2,929円
	第3段階②									1,300円	1,310円	3,229円
	第4段階									1,445円	2,006円	4,070円
要支援2	第1段階	649円	22円	—	4円	56円	18円	11円	760円	300円	820円	1,880円
	第2段階									600円	820円	2,180円
	第3段階①									1,000円	1,310円	3,070円
	第3段階②									1,300円	1,310円	3,370円
	第4段階									1,445円	2,006円	4,211円
要介護1	第1段階	696円	22円	35円	4円	63円	20円	12円	852円	300円	820円	1,972円
	第2段階									600円	820円	2,272円
	第3段階①									1,000円	1,310円	3,162円
	第3段階②									1,300円	1,310円	3,462円
	第4段階									1,445円	2,006円	4,303円
要介護2	第1段階	764円	22円	35円	4円	68円	22円	13円	928円	300円	820円	2,048円
	第2段階									600円	820円	2,348円
	第3段階①									1,000円	1,310円	3,238円
	第3段階②									1,300円	1,310円	3,538円
	第4段階									1,445円	2,006円	4,379円
要介護3	第1段階	838円	22円	35円	4円	75円	24円	14円	1,012円	300円	820円	2,132円
	第2段階									600円	820円	2,432円
	第3段階①									1,000円	1,310円	3,322円
	第3段階②									1,300円	1,310円	3,622円
	第4段階									1,445円	2,006円	4,463円
要介護4	第1段階	908円	22円	35円	4円	80円	26円	16円	1,091円	300円	820円	2,211円
	第2段階									600円	820円	2,511円
	第3段階①									1,000円	1,310円	3,401円
	第3段階②									1,300円	1,310円	3,701円
	第4段階									1,445円	2,006円	4,542円
要介護5	第1段階	976円	22円	35円	4円	86円	28円	17円	1,168円	300円	820円	2,288円
	第2段階									600円	820円	2,588円
	第3段階①									1,000円	1,310円	3,478円
	第3段階②									1,300円	1,310円	3,778円
	第4段階									1,445円	2,006円	4,619円

◇食費・居住費の負担額については、以下の基準で減額の制度があります。

区分	課税区分（世帯全員）	対象者	
第1段階	住民税 非課税	生活保護を受けている方 老齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税の方	預貯金等が単身で1,000万円、 夫婦で2,000万円以下
第2段階	住民税 非課税	世帯の全員（世帯を分離している配偶者を含む）が住民税非課税で課税年金収入と合計所得金額と非課税年金収入額の合計が80万円以下	預貯金等が単身で650万円、 夫婦で1,650万円以下
第3段階①	住民税 非課税	世帯の全員（世帯を分離している配偶者を含む）が住民税非課税で課税年金収入と合計所得金額と非課税年金収入額の合計が80万円超120万以下	預貯金等が単身で550万円、 夫婦で1,550万円以下
第3段階②	住民税 非課税	世帯の全員（世帯を分離している配偶者を含む）が住民税非課税で課税年金収入と合計所得金額と非課税年金収入額の合計が120万円超	預貯金等が単身で500万円、 夫婦で1,500万円以下
第4段階	住民税 課税	一般世帯（住民税課税世帯）	

◇毎月算定される加算について

加算名	目的	費用負担
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	介護職員の80%以上が介護福祉士の有資格者であり、利用者の状態に応じた介護を行います。	1日 22円
看護体制加算（Ⅲ）＋（Ⅳ）	看護職員の配置が国の基準を満たしており、かつ病院等と連携を取りながら、利用者の方が健康に過ごせるような体制をとって支援します。	1日 35円 12円＋23円
認知症専門ケア加算（Ⅱ）	認知症に関する専門的研修を修了した職員を配置し、職員間での認知症ケアに関する留意事項の伝達、又は技術的指導会議を定期的を実施することや、介護・看護職員ごとの研修計画を作成、実施する事で計画的に認知症に関する研修を行い、認知症に関する理解を深め、認知症ケアに活かします。	1日 4円
介護職員処遇改善加算Ⅰ	加算算定要件を満たす施設において、介護職員の根本的な処遇を改善する為に加算を算定し、適切なサービスの質の保持に努めます。	※加算の状況により費用の変更があります。 （算定した単位数の1000分の83に相当する単位数）
介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	加算算定要件を満たす施設において、介護職員の根本的な処遇を改善する為に加算を算定し、適切なサービスの質の保持に努めます。	※加算の状況により費用の変更があります。 （算定した単位数の1000分の27に相当する単位数）
介護職員等ベースアップ等支援加算	加算算定要件を満たす施設において、介護職員の根本的な処遇を改善する為に加算を算定し、適切なサービスの質の保持に努めます。	※加算の状況により費用の変更があります。 （算定した単位数の1000分の16に相当する単位数）
送迎加算	送迎を行った場合に加算されます。	1回 184円 （片道）

◎上記以外に該当した場合は下記加算が算定されます。

加算名	目的	費用負担
機能訓練指導体制加算	個々の状態に適切に対応する為、専従の機能訓練指導員を1名以上配置し、個別の機能訓練に対する計画を立て実施し、一人ひとりの利用者の心身の状況に合った機能訓練を行う事を目的とします。	1日 12円
個別機能訓練加算	専従として配置された機能訓練指導員が、利用者の住まいを訪問して個別の機能訓練計画を作成した上で、日常生活動作等の維持向上を目的として機能訓練を実施します。	1日 56円
療養食加算	医師の食事箋に基づき、糖尿病食等の療養食を提供し、糖尿病等の悪化防止に努めることを目的とします。	1回 8円 1日3回まで
認知症行動・心理症状緊急対応加算	医師が認知症行動や心理症状により在宅介護が困難で緊急に短期入所を利用する事が必要と判断した場合に、医師と連携をとりながら利用者の受け入れを行います。	1日 200円 （7日間を限度）

若年性認知症利用者受入加算	受け入れた若年性認知症入所者ごとに個別に担当者を定め、担当者を中心に、当該入所者の特性やニーズに応じたサービス提供を行います。	1日 120円
在宅中重度受入加算	居宅において訪問看護の提供を受けていた利用者が短期入所生活介護を利用する場合であって、当該利用者が利用していた訪問看護事業所から派遣された看護職員によって健康上の管理を行います。	1日 413円
医療連携強化加算	利用者の状態急変の予測や早期発見ができるよう、看護師が定期的、随時で利用者の状態を観察し、医師と連携し緊急時の対応の取り決めを行い、医療的依存度の高い方の受け入れを行います。	1日 58円
夜勤職員配置加算（Ⅱ）	夜間の介護職員の配置が国の基準を満たしており、夜間の利用者の状態の把握や、より安心して休んで頂けるよう支援します。	1日 18円
緊急短期入所受入加算	介護を行う者が疾病にかかっていることその他やむを得ない理由により、介護を受けることができない者であること等、緊急でのショートステイの受け入れを行います。	1日 90円 (14日を限度)